都市鉄道の建設

神奈川東部方面線（相鉄・JR直通線、相鉄・東急直通線）

神奈川東部方面線（相鉄・JR直通線、相鉄・東急直通線）は、平成12年の運輸政策審議会答申第18号の機能を有する路線です。

この路線が整備され、相互直通運転が行われることにより、神奈川県央部（海老名～湘南台）、横浜副都心（二俣川～鶴ヶ峰地区）と新宿・渋谷方面が乗換えなしでつながることで所要時間が大幅に短縮され、首都圏における広域的な鉄道ネットワークの形成の一翼を担うこととなります。また、新幹線（新横浜駅）へのアクセスが向上します。

この路線は、いわゆる上下分離方式による鉄道整備などが盛り込まれた「都市鉄道等利便増進法（注）」に基づく初めての速達性向上事業として、機構が整備主体となり、相鉄・東急が営業主体となって、それぞれ速達性向上計画の認定を受けています。

神奈川東部方面線（相鉄･JR直通線、相鉄･東急直通線　路線概要図）

（注）【都市鉄道等利便増進法の概要】

都市鉄道等利便増進法は、都市鉄道の既存ストックを有効活用して行う、速達性の向上及び駅施設の利用円滑化を対象とした新たな鉄道整備手法を定めています。この制度では、整備主体（第3セクターなどの公的主体）と営業主体（鉄道事業者など）を分離する、いわゆる「上下分離方式」が採用されています。

同法に定められた手続きに従い、国土交通大臣による構想認定を受けた場合には、認定構想事業者として、速達性向上計画を作成・提出することになります。同計画の大臣認定をもって、鉄道事業法における鉄道事業許可を受けたものとみなされます。

なお、相鉄・JR直通線及び相鉄・東急直通線の事業費は、国、地方公共団体（神奈川県・横浜市）、機構の三者が3分の1ずつ負担し、相鉄と東急が施設使用料（受益相当額）を機構に支払います。
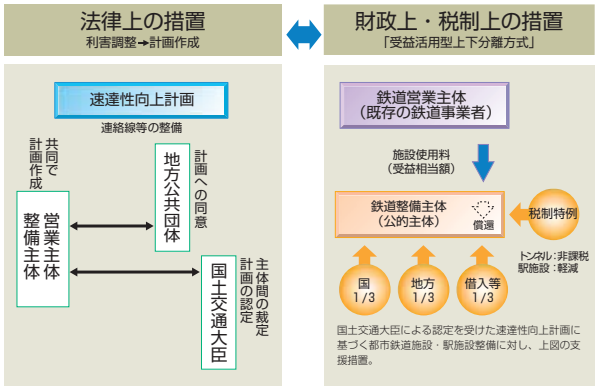
都市鉄道利便増進事業の制度概要